

武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会  
(第9回)  
議事録

日時：令和4年8月30日(火)

場所：武蔵野市役所 東棟8階 802会議室

## 武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会（第9回）

○日 時 令和4年8月30日（火） 午後6時01分～午後8時17分

○場 所 武蔵野市役所 東棟8階 802会議室

○出席委員 喜多委員長、澁谷副委員長、橋詰委員、吉安委員、阿部委員、後藤委員、大上委員、澤木委員、安部委員、若槻委員、水野委員、村山委員、勝又委員、樋爪委員

○事務局 子ども子育て支援課長ほか

### 1 開 会

#### 【事務局・子ども子育て支援課長】

お時間となりました。お一人、まだ来ていらっしゃらないのですが、始めさせていただきます。

この委員会の事務局を務めます子ども子育て支援課の吉村です。本日は、よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、事前にお送りいたしました配付資料について、ご確認をお願いいたします。

資料は、「次第」を机上に新しく配っておりますので、確認をお願いいたします。

なお、本日の委員会の内容については、記録用に録音をさせていただいております。また、本日はメディアの取材が入っておりますので、あらかじめご了承ください。

それでは、ここからの進行を委員長にお願いしたいと思います。委員長、よろしくお願いいたします。

#### 【委員長】

それでは、議事に入りたいと思いますが、本日の委員会は、委員会報告書（案）の確認が中心となります。後ほど、私から委員長案、委員会の案を説明させていただきたいと思っておりますので、本日の会議進行は、副委員長にお願いできればと思います。

副委員長、お願いしてよろしいでしょうか。

**【副委員長】**

私ではよろしければ、引き受けさせていただきます。どうぞ皆様、よろしくお願いいたします。

それでは、委員長に代わりまして、本日の進行を担当させていただきます。本日の進行は、お手元の「次第」に沿って進めたいと思います。皆様、スムーズな進行にご協力をお願いいたします。

## 2 議 事

### (1) 各種報告事項

- ・令和4年度市関連事業について
- ・Teens ムサカツ実行委員会について

**【副委員長】**

それでは、議事に入りたいと思います。

議事の(1)は「各種報告事項」となっています。

市の、この間の関連する取り組みなどについて、ご報告をお願いしたいと思います。質問につきましては、議事の(2)まで進んでから、まとめて伺えればと思いますので、一旦、報告のみお願いしたいと思います。

それでは、まず、市からご報告をお願いいたします。

**【子ども子育て支援課長】**

それでは、「令和4年度市関連事業の実施予定について」、ご報告いたします。資料1「子どもの権利に関連する市の各種取り組み(令和4年度)」をご覧ください。

前回から追記した部分が網かけになっております。

No. 1「むさしの未来ワークショップ」です。7月28日に、市内在住、在学の中高校生18名が参加し、シミュレーション型のワークショップを実施いたしました。

次ページへまいりまして、No. 7「武蔵野市子育てひろばネットワークの会議」です。子育てひろば運営主体同士で、情報交換や情報共有を図る会議を9月28日に実施いたします。

その下に、No. 8「CAPワークショップ」は、暴力について、基礎的な防止知識を子どもたちに伝えるプログラムで、7月末現在、12地区中3地区で実施しております。

次ページへまいりまして、No. 11「青少年啓発事業 LGBTQ+」を、7月29日に武蔵野プレスで実施したほか、記載のとおり展示や冊子発行を実施しております。

資料1の報告は、以上になります。

#### 【事務局（子ども子育て支援課）】

続きまして、資料2「こどものけんりってなぁに？第3号」をご覧ください。

「こどものけんりってなぁに？第3号」では、中高生世代ワークショップ「Teens ムサカツ」実行委員会の第1回と第2回の取組みの様子を紹介しています。

このような活動を知ってもらうため、広く子どもたちにも配布をする予定です。

表紙と中面左側をご覧ください。

第1回実行委員会は、6月12日に開催いたしました。武蔵野市で実施した子どもの権利に関する条例検討委員会中間報告に関するパブリックコメントの時期でしたので、中間報告の内容についてわかりやすく示した「こどものけんりってなぁに？第1号」を見て、5つのグループに分かれて意見交換をしました。前文を初めとし、それぞれのカテゴリーに対し、多くの意見が寄せられました。

これらの意見は、第8回検討委員会にも報告をさせていただき、そのほか、子どものパブリックコメントなどと合わせて、当事者である子どもからの意見とさせていただいています。

次に、中面右側と、裏面をご覧ください。

第2回実行委員会は8月4日に開催いたしました。第2回のテーマは、「前文」についてです。前文は、条例の基本的な考え方やメッセージを表す部分であり、子どもの声を条例の検討の際の参考とするだけでなく、直接、生の子どもの言葉が可視化されることが望ましい、という委員会の意見もあり、中高生世代が集まる Teens ムサカツにて、条例の前文案を検討しております。

今回は、検討の第1弾として、前文に盛り込みたい大切な要素について、グループワークを通して考えました。検討の際には、ことし3月に行われたワークショップ「Teens ムサカツ 2022 春」と、パブリックコメントで出た子どもからの意見も参考にしています。

実行委員会の後、有志メンバーが各グループで出た意見をカテゴリー別に整理をしてくれましたので、整理された意見の一部を紹介しています。

意見の大枠としては、まず、「子どもの権利を尊重してほしい」、「子ども中心」、といった「子どもの権利の尊重」という観点や、「子どもの権利を知ってもらうべき」、「子ど

もを支える大人にも権利があることを伝える」といった、「誰にでも権利があることを知ってもらいべき」という視点から出た「権利の必要性」という意見が上げられました。また、「子どもの権利条約」といった条例を検討する上での基本的な考え方を示すべきといった意見もありました。

そのほか、「安心、安全に生きること」や、「子どもの権利を守っていくためには、大人の行動が大切である」、という意見もありました。

また、「条例が単なる理念で終わらず具体的に生かしてほしい」という思いから、「条例ができた後の最終目標を示すべき」、といった意見もありました。

第3回実行委員会では、これらの意見をもとに、ムツカツ実行委員にて前文の案を作成します。この案は、市が条例素案を検討する際の参考とさせていただく予定です。

事務局からは、以上です。

**【副委員長】**

ありがとうございます。

(2) 今後のスケジュールについて

**【副委員長】**

それでは、続いて、議事の(2)「今後のスケジュールについて」、事務局からご説明をしてもらい、その後、まとめて質疑を行いたいと思います。

それでは、事務局から、説明をお願いいたします。

**【子ども子育て支援課長】**

それでは、説明いたします。資料3「今後のスケジュールについて」をご覧ください。

前回お示ししておりましたスケジュールから、1点変更がございます。表の※のところ、条例素案についてのパブリックコメントの実施時期を変更いたします。

前回の委員会では、市が作成する条例素案についてのパブリックコメントを12月15日から実施する予定としておりましたが、11月15日からに変更いたします。変更理由を2点記載しております。

①パブリックコメント及び条例素案の周知に係る期間を十分確保し、広く市民からの意見を募るため。②パブリックコメントで提出された意見を精査する時間を十分に確保するためです。

①について、具体的にご説明いたします。

中間報告パブリックコメントは、5月から6月にかけて、およそ3週間の期間で実施いたしました。子どもからの意見も含め1,600件以上のご意見をいただきました。また、市立小中学校については、パブリックコメントの実施の際に、全校朝会や授業で子どもの権利について取り上げながら、子どもへのパブリックコメントの参加や意見表明についてご案内をしていただきましたが、スケジュールがタイトだったというご意見をいただきました。

子どもへのパブリックコメントについては、先生方から子どもへ伝えていただく時間も考慮し、前回よりパブリックコメントの実施期間を長く設定することといたしました。

また、コミュニティセンターからも、地域フォーラムを開催するためには、もう少し周知を早くし、パブリックコメントの期間も長くしてほしいとのご意見がありました。

12月にパブリックコメントを行った場合、12月中旬から1月にかけて冬休みや年末・年始を挟んだ期間となるため、学校での周知期間や、市民意見交換会、地域フォーラム等の開催が難しくなります。

また、②についてですが、条例素案のパブリックコメントにも、中間報告と同じように1,000件を超えるような意見が寄せられた場合、対応、検討に時間がかかることが予想されます。パブリックコメントで提出された意見を十分精査するため、条例案作成までの期間を長くすることといたしました。来年の令和5年、第1回市議会定例会に議案上程を予定している点、令和5年4月に条例施行を予定している点に変更はございません。

説明は、以上になります。

#### 【副委員長】

ありがとうございました。

それでは、ここまでの議事につきまして、ご意見、ご質問などありましたらお願いします。

質疑時間は5分ぐらいを予定しております。今までのところ、いかがでしょうか。

(質問、意見等：なし)

確かにきょうのメインはここからですけれども、特に今のところ出ないということでしたら、先に進ませていただいて大丈夫ですかね。

#### (3) 委員会報告書(案)について

・事務局・委員長から説明

・委員間で協議

【副委員長】

それでは、続いて、議事の（3）「委員会報告書（案）について」に入りたいと思います。

まず、事務局からご説明をお願いします。

【事務局（子ども子育て支援課）】

それでは、ご説明いたします。

資料4「武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会報告書（案）」をご覧ください。

資料4ですけれども、前回の委員会及びその後の委員の皆様からのご意見を踏まえて、内容を修正した報告書の委員長案となっています。この後、委員長から、今回の案の要点についてご説明いただければと思いますが、事務局から、簡単に経緯をご説明します。

今回の報告書は、パブリックコメント等の意見を受けて、中間報告書を修正したものです。委員会としてのパブリックコメント等への対応についてですが、資料4の68ページをお開きいただけますでしょうか。

こちらは、巻末参考資料5になりますけれども、ページの真ん中の「3 意見への対応方針について」という部分をご覧ください。

こちらにパブリックコメント後の委員会での対応の経緯を記しています。最終報告書のつもりで記載されていますので、一部今後のことも記載されておりますことをご了承ください。

1つ目の○ですけれども、パブリックコメント等でいただいた意見については、参考資料6・7に要旨を掲載しています。

2つ目の○から、委員会での対応を記載していますが、委員会では、第8回（7月7日）、第9回（8月30日）の会議において、パブリックコメント等での意見を踏まえ、どのように中間報告を修正するかについて協議しました。ということで、第9回は本日になります。

原則として、本報告書が中間報告から変更となった箇所は、パブリックコメント等の意見を受けて修正を加えたものになります。

修正については、パブリックコメントの意見で、具体的な修正方法が記載されている場合、そのまま採用したものもあります。その他、委員会で検討し、さまざまな修正を加え

ましたが、中間報告からの特に大きな修正点としては、以下が挙げられます。

ということで、その後に・で幾つか書いております。このあたりについては、後ほど委員長からご説明がありますので、こちらからは割愛させていただきます。

その他、いただいた全ての意見について検討の参考とさせていただいております、と書いております。

このパブリックコメントを受けて、委員会としては、こういうような対応をしましたというご説明になりますので、それを受けて、今回の資料4ができ上がった形になっております。

なお、パブリックコメントの全ての意見については、後日、整理してホームページに掲載予定ですので、そちらに二次元バーコード等を載せて、皆様に見ていただけるように、事務局で整理する予定です。

以上、委員会の中間報告へのパブリックコメントを受けて、今回の資料4の最終報告書を調整していただいた流れをご説明いたしました。

事務局からは以上です。

#### 【副委員長】

ありがとうございます。

たくさんパブリックコメントをいただいたので、すごく大変だったと思います。

それでは、続いて委員長から、報告書（案）の内容についてのご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

#### 【委員長】

きょうの報告書（案）について、基本的なところをご説明させていただきます。

今、事務局からありましたように、68ページに示されているような、いわばパブコメで、もう少し議論を深めたほうがいいのではないかという論点を幾つか出させていただいております。

これと、7月7日の第8回の委員会の後に、委員から出ているご意見が相当ありました。そういう7月7日の委員会以降の委員のご意見及びパブコメで出ている重点的な、もう少し審議を尽くすべきというところを含めて、今回、報告書に盛り込ませていただいております。それは、第Ⅱ部ですので、その前段に第Ⅰ部というところを、ちょっと簡単に説明させていただきます。

第Ⅰ部は、これは、前は分類記号で出されていたところを、Ⅰ部とか1章、節、項と



いう形に、報告書の体裁に直させていただいておりますが、その第Ⅰ部の第2の節立てのところは、新たに書き加えたところがございます。この部分は、委員会のこれまでの議論を超えて、条例をめぐる新しい動きが入ってきたものですから、それにあわせて書き加えたところがございます。

一つは、やはり子どもたちのパブコメでの意見が相当多く集まったこと、あるいはさまざまなアンケートも含めまして、子どもたちの声を、単に大人の側が受けとめたというだけではなくて、やはり子ども自身の声を条例に生かしていくことが必要であろうと。報告書の中にも、骨子案ごとに、項目別に子どもの声を入れさせていただきましたが、同時に前文で、条例骨子案の前文にも、ぜひ子どもの生の声を入れたいと。ただし、これは、今ムサカツで検討してもらっていますが、11月のパブコメを含めて、子どもたちからの声を、最終的には条例骨子案に盛り込みたいと思っておりますので、きょうの委員会では間に合わないということで、これは、ご了承いただければと思っております。

なお、もう一つ大きな動きは、この6月15日にこども基本法が制定され、国レベルでの子どもの権利推進の動きが活発になり、東京都も昨年つくったこども基本条例に基づきまして、市町村の権利条例、あるいは意見表明や権利擁護について支援するための補助制度をつくると、こういうふうな東京都の動きも含めまして、武蔵野市としては、地域発の武蔵野市らしい条例を、こういう動きの中でつくっていくことが大事だ、と書かせていただいております。

なお、パブコメには、市民からいろいろ出ている疑問点もございましたので、それに対する対応も、この中に組み込ませていただきました。

第Ⅱ部につきましては、大きく5点ほど指摘させていただきたいと思えます。

1つは、前からずっと懸案であった就学前の子どもたちの権利の問題について、今回は保育関係者と幼稚園関係者にヒアリングをさせていただきました。それで、現場の意見を含めまして、報告書では具体的には6ページ、13ページ、24ページに、その現場からの意見を反映させた記述を加えさせていただいております。

6ページは、骨子案の中ほどにありますように、「子どもは、子どもの最善の利益の下で、乳幼児期よりその気持ち、願いが尊重され、意見表明・参加の権利、表現の自由が確保されること。」ということで、乳幼児期の子どもたちの意見表明というのは、その子どもたちの気持ちを受けとめること、その子の願いを受けとめることだという現場からの強い要請がありまして、こういう言葉を盛り込ませていただきました。

同じような言葉が13ページにも入りまして、同時に24ページは、「職員配置の改善」ということ、職員の配置基準が全く変わらない中で、質を向上させるというのは難しいと。これは学校も同じです。学級、クラスサイズは変わらないのに、学校の質を変えということとは難しいので、そういう意味では、「職員配置の改善」というようなところも、24ページに盛り込ませていただいております。

一つ、そういう就学前の子どもに対する対応をさせていただきました。

2つ目は、これも結構意見が多かったのは、ヤングケアラーの問題、これだけ社会問題になっているのに、もう少し条例に具体的に触れるべきではないかと、こういうご意見を多数いただいております。

これに対しては、23ページと25ページで対応させていただいております。

23ページは、主に予防のほうの観点として、骨子案の3つ目の○ですけれども、「市は、子どもが年齢に合わない過度な責任や不適切なレベルのケアを迫る状況」、これは「迫る」は、「担う」ですね。「担う状況（ヤングケアラー）を認識し、子どもが子どもでいられるよう、子どもの目線に沿って子どもや家族への啓発や支援をしていくこと。」、これは、主にヤングケアラーを生まないための対応をどうするかというところに視点を置いたものです。

そして25ページの一番下のほうですね。「(4) 学校内の子どもの居場所」の2つ目の○と3つ目の○です。

「学校は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の協力を得て、ヤングケアラー等家庭的な負担をかかえた子ども、悩みごとを持つ子どもなどが安心して相談できる居場所の確保に努めること。」、ここでは、ヤングケアラーの発見というところに重きを置いて、安心して相談できるような仕組みをつくるということ。

なおかつ、その次は、「年齢に合わない過度の負担をかかえた子どもは、その尊厳を尊重されながら、学ぶ権利を確保され、進学等の進路への支援を受ける権利があること。」ということで、具体的に発見されたヤングケアラーに対する支援のあり方についての方向性も、ここで示させていただきました。

3つ目は、「子どもの意見表明・参加の支援」です。子ども会議にかかった問題です。これについては、34ページをご覧くださいと思います。

もともと「子どもの意見表明・参加」のところは、子ども会議、子どもにやさしいまちづくりを推進していく、子どもたちの政策提言を前提とした子ども会議を設定していた

のですが、これは、ムサカツの子どもたちの意見あるいはそれを支えてきた若手の職員の意見を聞きますと、今、対面型の子ども会議一本で子どもの参加を推進していく時代ではないと。その意味では、もっと多様な選択肢を設けた子ども参加の仕組みを考える必要があるということで、これが34ページの下から10行目ぐらいですか、「市は、子どもにやさしいまちづくりを推進していくために」というところですが、「子どもを構成員とする、協議のための仕組み（子ども会議）を作るほか、審議会等の計画策定の委員として、あるいはアンケート調査、インタビュー、意見箱等……」、子どもたちは「意見箱」の要求が多いですね。

そういう多様な方法で子どもの意見を聞くような仕組みとして、従来、子ども会議中心でやってきたところを、このように入れかえさせていただきました。

同時に子どもの意見を、やはり子どもたちがなかなか言いにくい時代であると。対面型も難しいのですが、言いにくい子どもたちの意見をちゃんと支えていく、そういう子どもの意見表明支援員のような、これはアドボケーターという制度ですが、こういう仕組み、子どもの意見を言いやすいように支えていく、あるいは代弁していく、そういう大人の役割を重視して、ここは規定させていただいております。

4つ目は、45ページを開けてください。

オンブズパーソンの問題についても、定数が入っていなかったり、制度設計が十分ではないというご指摘を受けました。子どもの権利条例の総合条例の中にオンブズパーソン制度を入れることが非常に重要であると。居場所の問題や子ども参加、あるいはいじめや虐待などの救済・保護の問題を含めて、総合条例の中でオンブズ制度を位置づけるということで、これが45ページの中で、改めて上から言いますと、「オンブズパーソンの定数」、これはいろいろな他市の条例を参考にしながら、条例にオンブズ制度を加えるところでは、こういう形で、例えば「3人以内」とか、あるいはその「オンブズパーソンの選考基準」として、「人格高潔」云々というところがあります。

それから、「オンブズパーソンの任期は3年とし、再任を妨げないこと。」と、こういう具体的な制度面も今回、つけ加えさせていただきました。

あるいは非常に大事な原則として、「市は、オンブズパーソンの独立性を尊重しなければならないこと。」というふうな、制度の基本原則も入れさせていただいております。

このように、オンブズパーソン制度の具体的な仕組みを条例に盛り込んだことが、今回の新しいところでございます。

最後に1つだけ、特に発言、議論はないのですが、フロアからの発言としては、やはり重要な観点なので、曖昧にすべきではないのではないかという意見を受けましたので、一言、言いますと、49ページの、これは、議論はないけれども、重要な論点ではあります。

骨子案の2つ目の○は、今回つけ加えさせていただきます。「子どもプラン推進地域協議会はあくまで計画段階の評価検証を行うもので、上位にある条例の施策評価を行うためには不十分であるとの意見もあったことから、将来的には、別に、独立した第三者の施策評価検証を行う機関を設置することも考えられること。」と、今後の課題として、一つ本来のあるべき評価検証方法ということで、こういうふうなことを指摘させていただいております。

以上、私からは、このような報告書に新しく盛り込んだところを中心にご説明させていただきました。

あと、よろしく願いいたします。

#### 【副委員長】

どうもありがとうございました。

それでは、報告書（案）についての協議に入りたいと思いますけれども、委員会としましては、本当にきょうが最後の会議となります。そのため、報告書の文面、これも可能な限り本日の会議中に確定したいと思っています。

この協議の時間を70分とってありますけれども、うまく進められるか心配ですが、協議の進め方としましては、基本的に、報告書（案）の項目ごとに最終の確認をしていきたいと思っています。今までの内容は、これまで議論を重ねてきた内容ですので、このままでよいという部分については、特にご意見はおっしゃっていただかなくても大丈夫です。

それで、誤字脱字、結構あるのを見つけてしまったのですが、それにつきましては、後日メールなどでご指摘していただくとか、私も写メを撮ってお送りしたりしていますけれども、この場では、せっかくの時間がもったいないので、この段階で文面の検討、修正が必要と思われる箇所集中していきたいと思っています。

それでは、そういう箇所がありましたら、ご提案いただき、協議することとしたいと思います。

なお、報告書（案）の該当部分を、スクリーンに映させていただきますので、皆様で修正内容をご確認いただきたいと思います。

それでは、まず、大事なところとして、第Ⅱ部から入っていきましようか。「条例骨子案と解説（基本となる考え・補足意見・子どもの声）」の「はじめに 前文」のところ、ページは6ページですね。

ここにつきまして、ご意見のある方、いらっしゃいましたら、ぜひお願いいたします。あと、すぐには質問が出てこなかったけれども、後で思いついたということがありましたら、きょうは最後なので、おっしゃっていただければと思います。

多分皆様、読んできていただいていると思いますけれども、私も、実は、ここは余り意見がなくて、個人的には、「◆聴いてみたい!子どもたちの声」が、ここでしっかりと入っていることが、「はじめに 前文」に入っているのがいいなと思いました。

いかがでしょうか。すぐに出てこないですかね。

(質問、意見等：なし)

それでは、進めますけれども、後で思いついたということがありましたら、ちょっと戻りますが、という形でおっしゃっていただくことで、随時進めさせていただければと思いますので、すぐに出てこなくても、ああそういえば、というのが出てきましたら、その時点でおっしゃっていただければと思います。

それでは、一応内容としましては、11ページの「第1章 総則」に進めさせていただきたいと思います。

第1章のところで、お気づきのところとかありますでしょうか。ここは気になるところですね。

(質問、意見等：なし)

ここも大丈夫そうですか。何か不安ですけれども、大丈夫でしょうかね。

それでは、第1章は、今のところはないということで、13ページに進んでいただきまして、「第2章 保障すべき子どもの権利」のところ、何かご意見のある方、ぜひお願いしたいと思います。

ここは、個人的には、すごく子どもの立場に立って考えてあるいいところだなと思っておりますが……。

(質問、意見等：なし)

本当に大丈夫ですかね。ちょっとドキドキしますけれども。ここは、ちょっと量は多いのですが、大丈夫ですかね。

この勢いで行くと、後で結構しっかりと時間が残ると思いますので、そこで、全体的

にもう一度ということがありましたら、そこでおっしゃっていただければと思います。

それでは、19ページの「第3章 誰が保障するのか」になります。

よろしくお願いします。

**【委員】**

20ページの「3) 保護者の役割」のところですけども、3つ目の○、私、前回、「困難に直面したときに、相談することに努めること。」という、条例上の義務となる部分について、ちょっと違和感があるので申し上げて、それで多分、恐らく直していただいたのかなと思いますけれども、こちらに書いていただいたのはそのとおりですけども、「抱え込まずに相談することができること。」なので、これは保護者の役割として書く内容になっていないのかなというふうに、ちょっと思いました。これは、むしろ市の責務ですか、役割のほうに、内容的に、そういう内容になってしまったのかなというのが気になりましたので、発言をさせていただきます。

**【副委員長】**

これは、(案)としましては、場所を動かしたほうが良いということですか。

**【委員】**

そうですね。ここに「相談することができること」というのは、保護者の役割なのもちょっと変なのかなと思いましたので。

**【副委員長】**

「相談に努める」だと変ですか。

**【委員長】**

それは、まずいですよ。

**【副委員長】**

それがおかしいということだったんですね。なるほど。

それでは、1)のほうに移すようなイメージですか。

**【委員】**

イメージとしては、市の役割のほうに近いのかなと思いました。移すのであれば、そちらのほうかなと思いました。それが、文脈がつながるかどうかということはありませんけれども。

**【副委員長】**

わかりました。ありがとうございます。

委員長、何かございますか。

**【委員長】**

今の話の流れを、私たちずっとたどっていきまして、その「努めること」は、それは保護者に負担があるから、こういう表現はまずいのではないかということで、その「抱え込まず相談できるように市が準備する」という市を主語にした条文案をつくったんですね。だけれども、今度は、「保護者の役割」という、この項目に合わないのではないかということで、改めて「保護者の」という主語に、また戻して、その間に「市が準備するさまざまな相談機関を活用するなどして」という形で、市の役割もここに組み込みながら、「保護者ができるだけ相談などをしてほしい」というか、「抱え込むことのないように」というふうな意味合いを、やはりここに残すのが一つの案かなということで出せさせていただきました。

ただ、確かに市の役割は、その真ん中に入れたのですが、これは保護者の役割か、ということと言うと、確かにちょっと違和感がある言葉なのかなとは思っています。

でも、保護者の方が、とにかく自分だけで悩んで抱え込まないで、ちゃんと相談しながら、子どもの養育に対応していくという役割的な部分も、もちろん含まれているんですけども、ということですね。

**【副委員長】**

最後なので、文面をある程度確定したいと思いますけれども、例えば「保護者の役割と、保護者が使えるサービスの」なことを3)にして、「役割」というと変だけれども、というあたりで調整する方法もあるかとは思いますが、ただ、委員長のおっしゃったことは、保護者にはこういう選択肢があるということを文章で見せておくことに意味があることなのかなと思ったときには、「役割」というのと合わなくなってしまうので。

**【委員長】**

役割ではないですね。

**【副委員長】**

「保護者の役割と、保護者が使える制度」とか、何かよくわからないのですが、そのあたりで。

お願いします。

**【委員】**

例えば13ページに、「子どもにとって大切な子どもの権利とは」というところで、一番

最後の⑦とか、⑥でもいいのですが、「自分の意思で学ぶ権利があること。」というふう  
に、「子どもには、自分の意思で学ぶ権利があること。」と「権利があること」という言葉  
が使われていますけれども、例えばここで「保護者は、抱え込まずに相談する権利がある  
こと。」というのは、おかしいでしょうか。

**【副委員長】**

どうですか。今の20ページのところについて、例えば「保護者の役割と権利」みたい  
な形にして、「保護者は、子どもの養育の困難に直面したときに、市が準備するさまざま  
に相談機関を活用するなどして、抱え込まずに相談できる権利があること。」とかです  
ね。

**【委員長】**

それも、そういう案も考えたのですが、「安心」という「安心して相談する権利があ  
る。」というような言い方もやっていたんですけどもね。

ただ、ここで、おっしゃるように「役割」という枠をちょっと超えているので、見出し  
語に「権利」という言葉が入ればなじむと思うんですけどもね。「安心して相談する権  
利がある。」と、むしろ積極的な意味はあると思いますが。

**【副委員長】**

いかがでしょうか。

**【委員】**

タイトルに、その「権利」というものが入るのであれば、そういう選択肢もありなのか  
なという気はいたします。確かに○の3つ目の、書かれている内容の趣旨が、ここに入っ  
てくる意義というのは、私も認識していますが、あとは表現の話になるかなと思うので、  
委員長がおっしゃられた内容で、皆さん違和感がないのであれば、別にこのままでもよろ  
しいかと思えます。

すみません、ちょっと思ったので、発言させていただいた次第でございます。

**【副委員長】**

バランスの問題が確かに出てきてしまうかなと。1)、2)、3)、4)、5)とあって、  
ほか「……役割」、「……役割」になっているのですが、「保護者の役割と権利」という  
ふうにしてしまうというのも、報告書としてはありかなとは思いますが、ここは、  
皆様いかがでしょうか。

**【委員長】**



ただ、恐らく「市の役割・責務」と1) にありましてね。今度、「保護者の役割と権利」となると、全体の見出し語の整合性が、ややないなという見方もされますので、今の議論を踏まえて言えば、むしろ項目を、23 ページの「保護者、家庭への支援」というところに移すというのはいかがでしょうか。

これは「市が」という主語で、元に戻してもいいと思っています。「市が、安心して相談できるような機関を準備する」という言葉で、2) の柱の中に入れるという案があるかと思います。

**【副委員長】**

今の案、結構うなずいておられる方が多かったかなと思いますけれども、23 ページのところに、例えば「市は、保護者が子どもの養育の困難に直面したときに、さまざまな相談機関を準備し、抱え込まずに相談できるようにすること。」みたいな、そういう文章ですかね。

ちょっとブラッシュアップが必要な気が。

**【委員長】**

「市は」が主語になりますね。

**【副委員長】**

それで、これを23 ページに持ってくるということですね。

**【委員長】**

はい。

**【副委員長】**

皆様、読んでいただいて、スムーズに通るかどうか、ちょっと。「市は、保護者が子どもの養育の困難に直面したときに活用できるさまざまな相談機関を準備するなどして……

**【委員長】**

「直面したときに、抱え込まずに相談できるように」が前に来て、「市は、」は主語ですから、それで「活用できる相談機関を準備すること。」と。

**【副委員長】**

いい感じな気がしますけれども、「抱え込まずに相談できるよう」のほうが、格好がいいような気がします。いかがですか。

「うん」、「うん」とうなずいていただいていますけれども、いかがでしょうか。「権利」という言葉は入らなくなりましたが、大丈夫そうですか。

**【委員】**

保護者の方が、ああこういうことができるんだというのがわかれば、私は、その方たちのためにはすごく意味のあることだと思います。どこに含まれていても、それが伝わればいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

**【副委員長】**

それでは、ここで、最後の句読点の「。」をつけていただいて。

ここはそれでよろしいですかね。

どうもありがとうございます。

すごくいい検討ができたような気がしてうれしいです。

ほかに第3章のところ、ございますでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、さらに出てきましたら、また後でしていただくということで、それでは、第4章に進みますけれども、後で思いついたことがありましたら、おっしゃってください。

それでは、22ページの「第4章 子どもを支える人々への支援」というところで、何かご意見ございますでしょうか。

ご意見が出ないので、誤字はメールでと言いましたが、23ページの「ヤングケアラー」のところ、下から1つ目の○のところですね。「市は、子どもが年齢に合わない過度な責任や不適切なレベルのケアを迫る」、ここの「迫る」を「担う」にしてください。

このヤングケアラーの文章は、新しくつくられたところです。前回の会議の中でも入れたほうがいいのかというような意見がありまして、つくったところになりますけれども、これでよいかとか、何か足りないとか、いやこういう表現のほうがとかありましたら。

お願いします。

**【委員】**

この3つ目の○の下の方に、「子どもが子どもでいられるよう、子どもの目線に沿って子どもや家族への啓発や支援をしてくこと。」という文章ですが、ちょっと「子ども」が多い気がしたんですけれども、これは気のせいですかね。

**【副委員長】**

いや、気のせいではなくて多いかもしれないですね。「子どもが子どもでいられるよう」というのは、厚生労働省が、たしかそういうのを出していたようなところもあって、

これは、取ってもいいですよ。結果として、子どもが子どもでいられる状況が生まれるわけなので、確かに「子ども」が多い気がしますね。

あと、「……状況（ヤングケアラー）を認識し」というのもおかしくて、「……状況（ヤングケアラー）があることを認識し」ではないかなと思いました。

お願いします。

**【委員】**

私も、今のその文言は、ちょっと気になったのですが、これは「認識し」なのか、「把握することに努め」なのか、どういう行動のことを言っているのかというところですね。「認識し」だと、多分行動として、ちょっと違うのかなということで、別に全部の子がヤングケアラーでは、もちろんないので、そういう子もいる。だから、「その担う状況を把握することに努め」みたいな話なのかなと思ったのですが、これは、どういう趣旨の文面ですかね。

**【副委員長】**

文案を考えたのは私ですけれども、これまで見過ごされてきたから、まずは、そういう状況があることを意識することかなと思ったのですが、「把握する」というと、今の段階では、市の負担がかなり大きくなるのではないかと、それをどこまでするのだろうと思ったところがあって、個人的には「認識」にしてしまったのですが、「把握することに努め」まで言ってしまって大丈夫なのか……。

**【委員】**

「認識し」だとすると、「……状況があることを認識し」が、多分言葉としてはきれいだと思いますか。「そういう場合がある」ということですね。

**【副委員長】**

そうですね。そのつもりでございました。なので、「……があることを」が入ると、これまでは、多分「お手伝い、いいこと」と思われてきたので、いや、ちょっと過度であったり、不適切かもしれないというような認識を、まずはして、「啓発と支援」というところで、把握しようとする、それは、子どもから見ても、何かヤングケアラー狩りみたいに捉えられると嫌だなというところもありました。

お願いします。

**【委員】**

ここの単体だけで見ると、今の「……があることを認識」してもいいのですが、条文の

条項になったときに、「認識する」という条項は、余り見たことないですよ、条文として。「市が〇〇を認識する」、何か行動を求めるといふか、「はい、認識しました」と言われたら、そこで終わってしまうといふか、認識はしていますと。

【副委員長】

「把握することに努めていく」と、学校さん、教育委員会さん大丈夫ですか、みたいな気持ちもあるんですよ。

イギリスなどは、法律に基づいて、それが行政の義務になっているのですが、日本で、今の段階だと、埼玉県とかはやっていますけれども、どうですかね。

【委員】

本当に文言の問題ですけれども、そうすると、「認識に立ち」であつたらおかしくないですかね。

【副委員長】

「認識に立ち」。

【委員】

認識をすることだけ、「認識に立つ」ということを求める。それで、一番求めているのは、結局その後半ですよ。啓発や支援など、「支援をしていくこと」が求められているんですよ。

【副委員長】

それがあるといいなと思つて書いております。

【委員】

「……状況があるとの認識に立ち」、ここが、日本語としてつながりが、「あること」と言ふとおかしいですけれども、何かちょっと……、後はお任せします。すみません。

【副委員長】

ありがとうございます。

「子ども」という言葉が多くないかといふのは、どうでしょうか。

【委員】

すみません、気にしないでください。

【副委員長】

大丈夫ですか。私はどちらでもいいですといふ感じですね。

「子どもが子どもでいられる」といふのは、ある意味、多くの人が肯定しやすい、そう

いうスローガンだというふうには、国のほうで、それを出したというのは、そうだなと思うんですけども、ちょっと「子ども」を連発していますかね。いいですかね。

それでは、すみません、ありがとうございます。ここはこのままということで、ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、次に進ませていただきます。

25 ページ、「第5章 子どもの権利保障の仕組みを創る」のところ、いかがでしょうか。

お願いいたします。

**【委員】**

1) の (3) の一つ目の○ですけれども、中間報告では、0123施設と児童館も書かれていましたけれども、これが削除になっています。私としては、「乳幼児の子どもと保護者のための居場所づくり」というのは、これは、まさに児童館の役割だし、0123施設より児童館のほうが一般的な名前だと思うので、残したほうがいいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

**【副委員長】**

25 ページの1) の「子どもの居場所」の (3) ですね。「子どもとおとな共用の居場所」の一つ目の○で、0123施設が出ていますけれども、児童館がなくなってしまっていることについて。

**【委員長】**

その前の「子ども専用の居場所」のところに児童館を入れさせていただいていますけれども、一応児童福祉法上というか、18歳までの専用施設として児童館というのが児童福祉施設として、法令上は子ども専用の居場所だということに設定させていただいています。これが、共用の居場所のところにも児童館を入れますと、専用なのか共用なのかという混乱も出てくるかなと思ひまして、児童館に親子で参加するということは、実態的にはあるとは思いますが、制度上は、子ども専用の居場所のほうで設定するのが自然かなという判断でございます。

以上です。

**【副委員長】**

いかがでしょうか。

**【委員】**

はい。

**【委員】**

今、委員長がおっしゃっていた件ですけれども、ここの部分は、武蔵野市の児童館の位置づけとしては、今、利用者支援事業という形で乳幼児の支援もする中心の軸になっているんですね。なので、冒頭、委員からの、児童館があったのになくなってしまいう違和感というのは、多分そのあたりにあるのではないかと思いますので、制度上は、確かに委員長がおっしゃられたとおりですけれども、武蔵野市の児童館の位置づけとしては、乳幼児の支援という形にも力を入れているので、ここは、「児童館」は残してもいいかなというふうには思います。いかがでしょうか。

**【委員長】**

そういう、ちょっと簡単な説明が必要かとは思いますが、いや、おっしゃるとおりでいいと思いますけれども、ただ、専用と共用の両方にあるということについての、ちょっとした説明は必要かなというふうには思いますけれども、今、文章を確定しなければいけませんね。

**【副委員長】**

ここに「0 1 2 3施設や児童館など」というので、両方に児童館を、○の2つ目の「子ども専用の居場所」と、「子どもとおとな共用の居場所」の両方に入れるということですが、実は、特に説明はなくても、私は行けるのではないかなと思いますが、児童館というのが、別に小学生だけではなくて、保護者の付き添いが必要な年齢の子どもも使えるという理解は、特に説明がなくても行けそうな気がしましたけれども、この点はいかがでしょう。

「うん」、「うん」とうなずいてくださっている方もいらっしゃいますが、実際に児童館を使うときに、小学校低学年とかだと親もついていたりしますよね。

それでは、両方に入れて、特に説明なしでも大丈夫ということでもよろしいですか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございます。

ほかに第5章のところにつきまして。それでは、お願いします。

**【委員】**

29 ページの「学校外の多様な学びの支援」のところですが、○の2つ目の、「…学習面、健康面、安全面」のところの中に、給食の負担、「給食」のような表現が前はあったような気がするんですが、これがなくなっていて、実は今、チャレンジルームという市の施設では給食が出ないんですね。本当に学校に行けない子が、まず最初のステップとして行く場所に給食がなく、実は、これはヤングケアラーの問題にもつながっていて、本当にチャレンジルームに行く子どもたちの中には、そういったお子さんも含まれていて、実は「ご飯を食べる」ということは、とても大切な一つなのに、チャレンジルームで給食が出されないというのは、とても問題であることと、あと、フリースクールとか、ほかのところに通う子も、結局は給食がないので、自分で昼食を用意しなくてはいけないということで、公立学校に行っている子はお昼が保証されているのに、そういうところに行く子にはお昼が保証されないという、人間は食べないと生きていけない、「生きる」というところを抜かされているので、ぜひここをしっかりと「食の保証」を入れていただけたらと思います。

**【副委員長】**

ここは、今 29 ページですね。○の2つ目のところ、「……学習面、健康面、安全面、食事面及び経済面などで」とか、どうですか。

お願いいたします。

**【委員】**

学校給食は、今でも食材費については、保護者、つまり受益者の自己負担という形になっていますので、その意味で、フリースクールに行かれていますお子さんに対しての食費の支援というところは、ちょっと意味合いが違ってくると思っています。

あと、チャレンジルームについては、当然市の施設でありますけれども、来るお子さんの数というのが、やはり把握できなかつたりして、その運用面の課題で、今、出せていない状況ですので、そちらについては、今後の検討の余地はあるかもしれませんが、教育機会確保法の中で、経済面の支援については、法律の中身からは、明示的に読めない部分がございますので、ただ、「十分配慮すること。」ということであれば、文言としては問題ないかなとは思ったのですが、「食事面」というのは、あまりにも細かい話になってきますので、これをどのように実現するかというのは、なかなか難しい部分があると、我々としては考えております。

以上です。

**【副委員長】**

ありがとうございます。

確かに並びからすると、ちょっと細かいかなと、経済面の中に入るかなという気はするのですが、多分「食事」という言葉をどこかに入れていったほうが良いということですよ  
ね。

お願いします。

**【委員】**

これは、そもそもの話になりますけれども、やはり条例というのは、私は、弱い立場の人を守るためだと思っております、これは、発展途上国の話にはなりますけれども、子どもを働かせている親が、働かせている子どもを学校に行かせるために何をしたら子どもが来るようになったかといったら、給食を出したという事例が、世界ではたくさんあります。

もちろん日本も、その問題と、実はつながるのですが、やはり武蔵野市でも、そういったお子さんがいるということを絶対忘れてはいけないと思っております、やはり食事があることによってチャレンジに通える、食事が無いことによってチャレンジに行けない、学びを奪われる子もいるということを、弱い立場の人のことを絶対に忘れてはいけないと思っております。

なので、表現は、私、申しわけありません、下手くそなので、表現はわからないのですが、何か書き込んでいただければと思います。

**【副委員長】**

一つの案としましては、もっと下の《上記骨子の基となる考え》のところの、「・医療サービス」の下あたりとかに、例えば貧困地区の子どもとかも、武蔵野市であっても、夏休みにご飯を食べていない子が、結構いるようで、学習支援教室に来ると、やたらお菓子を食べる、何でそんなに食べるのかというと、食べていないということで、武蔵野市でも子どもがご飯を食べられていない状況が、結構あるのではないかというのは薄々聞いてはいますけれども。

お願いします。

**【委員】**

先ほど給食費は払っているというお話でしたが、低所得の方は、給食費は払わなくていい免除制度が武蔵野市にはありますので、やはりそういったご家庭のお子さんは、親御さ



んがそれを利用して、給食費も支援を受けておりますので、直接的にはお支払いしないというちゃんとした制度があるので、先ほどみんなが負担しているというのは、ちょっと合わないのかなとは思いますが。

**【副委員長】**

どこにどういうふうに入れていけばいいのかというところですけども、何か案とか。お願いします。

**【委員】**

家庭の収入の格差を埋めるものとして、就学援助という制度がございます。今、委員がおっしゃられたような形で、低所得の方に給食相当というところで援助が出ている実態はございます。

ただ、それ以外のお子さんに関しては、基本的に給食費というのは自己負担になりますので、例えばフリースクールに行っているお子さん全てに対して、ここで、公費で食費を負担するというところについては、きちんと整理が必要だと思っておりますので、以前、たしかここに、まさに今の「・」のあるところに「給食」というのはあったところを、こちらの指摘で削除させていただいたという経緯があるかと思っておりますので、それをご承知おきいただけたらと思います。

以上です。

**【副委員長】**

はい。

行政の立場からすると、すごく難しい部分が出てきてしまうところはあると思います。何かこの件につきまして、ほかの委員の皆様、何かご意見とかありますか。

**【委員長】**

武蔵野市は、「補足意見」の最初のところにありますように、「市は、これまでチャレンジルーム、むさしのクレスコーレの整備など、学校以外の多様な学びの場の整備は、現金給付とは異なる形で推進しています。」ということで、クレスコーレなどは、全国的に評価は高いんですね。そういう施設設備やスタッフを含めて、もちろん民間に委託しているわけでしょうけれども、そういう公的なフリースペースというか、公的なフリースペースをつくっているということで言うと、武蔵野市は非常に進んでいるという面もないわけではないんです。

だから、これにプラス経済的支援を追加するというのが、市としてまだ難しいという

ご意見をずっといただいていたので、一応もとになる考え方のところは、「できるだけ公平に教育を受けられることが望ましい」というところで、教材の負担や、あるいは保健サービス、医療サービス等ありますから、さっき副委員長が言いかけたように、ここに「給食サービス」というのを入れ込んでおいて、あくまでももとになる考え方として、近い将来、やはりそういう経済的な支援に関しても、今後、市として検討いただくと。すぐに何かそれができる、実現できるという形での提案には、なかなかならないというお話ですので、ここの「給食サービス」というのを、この後に入れておくというやり方で、今回はおさめたらどうかというふうには思いますけれども、いかがでしょうか。

**【委員】**

たしか武蔵野市は、給食も教育の一部だったと思うので、「給食サービス」はあったほうがいいと思いますが、あくまでも公立の小中学校でのことで、私立に行っている子まではやっていないということで、どこかに線引きみたいなものが出るとは思いますが、書いておくのはいいと思います。

**【副委員長】**

この報告書（案）を受けて、またさらに市のほうで条例の素案検討というような形になるかと思うのですが、この委員会の報告書の中に、とりあえずは入れておくという形にしても、大丈夫ですか。

**【委員】**

委員会の総意ということであれば。

**【副委員長】**

委員会の総意ということであればということですね。

皆さん、ここに「給食サービス」を入れて大丈夫ですかね。

それでは、「うん」と言っている方が多そうなので、ここで、報告書の中には「給食サービス」を入れ込むということで進めさせていただきたいと思います。

それでは、お願いします。

**【委員】**

36 ページの「◆聴いてみたい!子どもたちの声」の上の6行目の、「子どもが学校のパートナーとして参加できる方向に」というところの「パートナー」というのが、ちょっと気になりまして、以前どなたかがおっしゃって、前のほうに出てきた「パートナー」という言葉は、構成員とか、地域社会の一員、当事者みたいな表現にかえた経緯があったと思

いますけれども、ここの「パートナー」も、例えば次の 37 ページの四角囲いの中の「構成員（パートナー）としての参加」というような表現もありますので、そういう表現とか、例えば「意見表明の一員として」とか、何かちょっと表現をかえたらどうかと思いました。

以上です。

**【副委員長】**

ありがとうございます。

ここは、いかがでしょうか。

**【委員長】**

別な箇所で、「地域のパートナー」というところも、「一員」という形でしたかね。ここは「構成員」という言い方でもいいのですが、「学校の一員」というふうな表現でもよろしいかと思います。

**【副委員長】**

「学校の一員」というと、学校の、そのサービスを受けている立場でも一員になるのかなと思うんですけども、「意見表明の一員」。

**【委員長】**

要するに学校の当事者性というか、消費者、お客様の立場なのか、そうではなくて学校をお互いにみんなで支え合っている当事者としての一員という認識なのかの違いですね。生徒というのは、やはり通過集団ですから、どうしても消費者という感覚が出てきてしまうんですけども、本当は学校を支えている一員というのは、むしろ当事者性を持った役割ということが期待されるからこそ、欧米では協議会の中に子どもたちも入る、三者協議会だけではなくて、子どもたちも一員として、当事者として学校を支える一員なんだという認識は、やはり消費者ではないということから、僕は大事ではないかと思っています。

**【副委員長】**

そうしたら、子どもが学校を運営する一員として、学校運営の一員として、どんな感じですかね。私も、娘が行っている学校だと、いろいろなことを決めていくときに、生徒会がかなり大きな役割を果たすのですが、「学校運営の一員として」というような表現でよろしいですかね。

ありがとうございます。

それでは、次に、お待たせしました、お願いいたします。

**【委員】**

条例の骨子ではないのですが、この委員会の中で、再三再四、子どもの、いわゆる特別休暇について意見をさせていただきました。子どもの休む権利は、あっていいと思いますけれども、学校を休む権利、これは5章だけではなくて2章にも、実はあって、5章のほうは、細かく書いてあるので、5章でお話しをさせていただきますけれども、学校現場、それから校長会でも、これは学校にそぐわないという意見を再三再四させていただきましたけれども、こうやって「補足事項」の中に残ってくるというのは、ちょっと理解できません。

**【副委員長】**

何ページか、具体的に教えていただけますか。

**【委員】**

27 ページ、あと 15 ページにもあります。

**【副委員長】**

27 ページと 15 ページですね。

「補足意見」ということで、多分どういうやりとりがなされたかということ、その会議に参加していない人もわかるようにするというような意図があって、ここに載っているのではないかと思いますけれども、この会議の中で議論があったということは確かかなと思います、それも載せないほうがいいという感じですか。

**【委員】**

これは、市長もしくは市議会のほうに行くと思いますけれども、行って、この補足意見が、ああいいね、となって、実際に条例の中に、文面、文言として出てきた場合に、学校としては、やはり対処はしにくいです。

実際に、学校で特別休暇をやっている自治体というのは聞いたことがありませんので、ちょっと困るなと思います。

**【副委員長】**

ご懸念は、何となくわかるところもあります。

**【委員】**

今の意見と同じですけれども、25 ページの「(条例の骨子)」の中に、2つ目の○の「また、自分を取り戻すための休暇が必要な場合に学校を休むことについて、」と書いてあるので、この辺を削除したらどうですか。

**【副委員長】**

25 ページのどこでしょうか。

**【委員】**

(1) の2つ目の○です。

**【副委員長】**

(1) の2つ目の○ですね。

**【委員】**

要するに、休めることについて、保護者等と地域の理解が得られるようにと書いてあるので、こういうことをやってしまうと、今でも休むことに対しては、子どもは休めるはずですよ。ただ、その「特別休暇」という話はないはずですけども、そういう話に発展すると、学校現場も非常に混乱すると思いますし、この辺については、まだ議論がし尽くされていないので、削除したらいかがでしょうか。

以上です。

**【副委員長】**

これは、骨子の部分になってくるかと思えますけれども、ほかにご意見等ございますか。

私自身の意見を言わせていただきますと、条例の骨子から外したとしても、「補足意見」には残したいなと思います。なぜならば、この会議の中で、かなりの時間をかけて議論をされたという事実はありますので、委員のおっしゃるように、骨子から削ったとしても、何のためにこの会議をしたのかというと、やはり子どもの立場に立ってのいろいろな意見を検討する会議であったと思うんですね。

それは、やはりきちんとかなりの時間をかけて議論をしたという事実は記録に残したいなと思うところがあって、私自身は、委員のおっしゃるように、条例の骨子からここを抜くということは、必要なら、そうかなと思いますけれども、「補足意見」のところからも抜くというのは、私は反対です。

次の方、お願いします。

**【委員】**

25 ページの、この表現にかわった経緯があり、初めは休暇制度を表現として入れていたところを、やはりそれは困るという意見が出て、それで、私の実体験の事例も挙げさせていただいて、例えば休んで自分を取り戻している子どもが、偏見の目で見られて、外に

出づらい。でも、子どもが心を回復するために、やはり外に出たりできるようにということで、地域の理解が得られるように啓発などをやりましょうという表現にかえたという経緯があるので、ここの部分は、逆に、その休暇制度が難しいといった先生方のお話を考慮して、この文言にかえた経緯があったと、私は、何となく記憶にあります。

**【副委員長】**

次の方、お願いします。

**【委員】**

44 ページを見てほしいのですが、「◆聴いてみたい!子どもたちの声」ですね。これの下から3番目の「・いじめられても、ガマンして学校に行くか、死ぬしかない」、これですよ。行くしかないんですよ。休ませてあげてくださいよ。

だから、ここは残さないといけないと思います。

**【副委員長】**

25 ページに戻りますと、「休暇」という言葉が、やはり学校側からすると、私も一応教員ですので、何をもってOKで、何をもってだめなのかという判断基準が、それが全部教育現場に任されるのは、すごく大変で、そうすると、そこに時間を使われることによって、本来の教育がうまくいかなくなってしまうところもあるかなと思うんですけれども、例えば「自分を取り戻すための時間が必要な場合に、学校を休むことについて」とか、そういう表現だったらどうか、と思いますが、いかがでしょうか。

**【委員】**

それであれば、「補足意見」のところ、「仕組みについても検討する余地があると考えられる。」と、これは、委員会の意見になってしまっていますけれども、「導入について、委員会の中で話し合いが行われた。」という程度にしておいていただければありがたいと思います。

**【副委員長】**

今、27 ページの「補足意見」の一番上のところで、「……検討する余地があるのではないかと議論されました。」とか、「……検討する余地があるのではないかと議論もありました。」とか、どうですか。

まあ「議論」と言うに値するぐらいのやりとりはあったかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

**【委員】**

本当は抜いてほしいですけれども、もしこれに成ったときに、学校現場のことをどのように考えていらっしゃるのか、子どもは休んではいいと思います。休んでいいとは思いますが、それでは、特別休暇で休みますよというふうなことを、条例にうたうものなのかどうか、お話もありましたけれども、休暇というものを、どんなふうに捉えているのか、子どもたちは、今「休暇」とは言わずに「欠席」と言っています。

ですから、そういったところも含めて、本当に百歩譲ってですけれども、「そういう議論がありました。」という感じにさせていただけるとありがたいです。

**【副委員長】**

ありがとうございます。

事実として議論があったということは、確かにそうなので、この委員会で話されたことの報告書としては無難かなと思います。

それで、ここから先は市のほうで、さらにこれを踏まえて条例素案をつくる時の話になってくるかと思しますので、私たちの委員会としての役目の中では、多面的に、多方面から検討した、それができたということが大事なのかなと思いましたが、学校側として、それがすごく大変であろうということは、私もそういう立場からの意見も言わせていただいたと思いますけれども、やはり厳しいですね。何が正当な欠席で、何がそうでないのかを一々判断する、その手間が教育現場に来るのは厳しいと思います。

ただ、議論があったのは確かですので、ここに、「この議論もありました。」というふうに書くというあたりが妥当なのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、次の委員、お願いいたします。

**【委員】**

ありがとうございます。

今の副委員長のお話、基本的に私も、結果的にはそうするしかないかなと思ってます。ですので、「検討する余地があるとの議論がありました。」というふうにかえた上で、骨子の（１）の○の２つ目のところの３行目「自分を取り戻すための休暇が必要な」とありますが、ここは、前の文章の関連だと「休息」が自然ではないかと思えます。その前に「休息を求める」と書いてあるので、「休息が必要な場合に学校を休むことについて、」というのが自然かなと思いました。

以上です。

**【副委員長】**

ありがとうございます。

確かに、文章的にはそうですね。

それでは、このところは、大丈夫でしょうかね。

ありがとうございます。

第5章、ほかにございますか。

お願いいたします。

#### 【委員】

第5章の中で、3点ございます。

1点目は、29ページ、「2) 学校外の多様な学びの支援」についてです。

1点目の○のところ、「市は、普通教育機会確保法に基づき、子どもが選ぶ学校外の普通教育、多様な学びの場を推進していくこと。」とありますが、これは、「多様な学びの場を拡充していく」、もしくは「多様な学びの場の設置を推進していく」という表現のほうよろしいのではないかと思います。

下のほうの「補足意見」の1点目の○にございます「市では、これまで、チャレンジルーム」云々とありますが、チャレンジルームは、現在、市内に1つしかございません。小学校4年生からの受け入れであり、遠いところから通うのは大変な小学生もいます。親子で見学に行ったけれども、なかなか受け入れてもらえないような現状もあったと聞いています。小学校3年生以下の受入れ先は、今現在ございません。

この1点目のところの、「普通教育、多様な学びの場の拡充」というところ、表現をかえていただけるとよろしいのかなと思います。

2点目、43ページ、「4) いじめの防止」について、ございます。

今回の、このまとめの中に、「学校」という言葉が「子どもが育ち学ぶ施設」というふうに統一されている中で、「いじめの防止」に関しては、「学校が」というところで、ほかの育ち学ぶ施設まで、文章が行き渡っていないような印象を受けます。

例えば「骨子」の3点目の○で「学校は、子どもが安心できる場でなければならないこと。」とありますが、いじめは、学校の外でも起きています。放課後、学童クラブ、塾、民間地域のスポーツクラブなどなど、そういった子どもたち、学校外でのいじめについて、学校の教員が相談を受けることも、多くございます。

いじめの対応については、学校が限定的に対応するものではないと思っております。地域社会、家庭が一体となって解決していくべき重大な問題であると思っております。



また、「スクールサポーターとの連携」というところも、一つ重要な視点かと思うのですが、そういったところは、どこにも言及されていないところが気になっています。

3点目です。38ページの「5）個別のニーズを持つ子どもへの支援」についてです。

「骨子」は1つ〇がありますけれども、これだけでは足りない。実際にこういったお子さんたちへの支援は、これだけでは実現しないと思います。

つけ加えていただいたらよろしいかと思うのが、「市は、個別のニーズと配慮に応じることができるように子どもが育ち学ぶ施設に対して人的支援や環境整備を行うこと。」という文言も必要かと思います。

繰り返しますと、「市は、個別のニーズと配慮に応じることができるように子どもが育ち学ぶ施設に対して人的支援や環境整備を行うこと。」

皆さんご存じのとおり、学校は人手不足に陥っております。一人一人に応じた支援や配慮を行うには、やはり人手は必要です。特別な配慮を要する子どもへの対応についての人的支援、学校では毎年教育委員会に要望しておりますが、なかなか実現されていないというのが現状です。

財政面や人事面で、子どもが育ち学ぶ施設に対して支援がなければ、この条例は実現できないと思いました。

以上です。

**【副委員長】**

ありがとうございます。

今、3点おっしゃっていただきましたけれども、今のところ、「、」が入ったほうがいいのではないかと思います。「市は、個別のニーズと配慮に応じることができるように」、ここで一回「、」を入れて「子どもが育ち学ぶ施設に対して人的支援や環境整備を行うこと。」で、皆様、ここはよろしいでしょうか。

お願いします。

**【委員】**

文言上の問題ですけれども、「市は、」の後ろに、「応じることができるように」、これの主語は、個別のニーズと配慮に応じるのはどこですか。

**【委員】**

子どもが育ち学ぶ施設。

**【委員】**

子どもが育ち学ぶ施設が、個別のニーズと配慮に応じることができるように、ということですね。

【委員】

そうです。

【副委員長】

「市は、子どもが育ち学ぶ施設が、子どもの個別のニーズと配慮に応じることができるように。」

【委員】

少なくとも、まずそこに、そう入らなければいけなくて、ちょっとしつこいですが。

【副委員長】

「市は、子どもが育ち学ぶ施設が、子どもの個別のニーズと配慮に応じることができるように、施設に対して」ですか、それから、「子どもが育ち学ぶ施設」をもう一回入れますか。

【委員】

「応じることができる」、「応じた支援」ですかね。「配慮に応じた支援が」。

【副委員長】

「応じた支援ができる」、でも、支援だけなのか、相談とかもありそうですけれどもね。

【委員】

この前の文を受けての流れだとすると、「支援」なのかなという感じがしたんですけれども。

【副委員長】

そうか、なるほど。

どうですか。

【委員】

はい。

【副委員長】

「応じた支援ができるように」、ここは、「施設」だけでいいですかね。

【委員】

ここは、「施設に対して」はなくても、「必要な人的支援、環境整備」とかでも成り立つ

かもしれません。

**【副委員長】**

そちらのほうがよさそうですね。「必要な人的支援や環境整備を行うこと。」ですね。ありがとうございます。

それでは、次の委員、お願いします。

**【委員】**

多分先ほどの委員がおっしゃってくれたことだと思うんですけども、学校、要は、武蔵野市は、インクルーシブシステムを取り入れていて、学校以外に、そういう子どもたちを行かせるというシステムづくりを、今はしているのですが、実は、学校で、先生方が、そういったお子さんが教室にいるときの支援を求めていらっしゃる文言を、私も入れてほしいと思っていて、やはり学校の予算がなく、そういった子どもに授業中にサポーターの人がつくことによって、本来であったら、サポートの方がいれば教室内で授業を受けられる子も、結局そういったサポーターの人が、経済的な予算がついていないために導入できないとあって、教室から出されてしまうという状況があるので、多分委員がおっしゃっているのは、そういった子たちや、配慮が必要な子たちにサポーターとかをつけるための予算をつけてもらえたら、先生方もすごくいい、学校の整備ができるのではないかということをおっしゃっているのかなと、私は自分もそう思っているんで、勝手に思ったので、その「育ち学ぶ支援」に「学校」を、上に入れるのか下に入れるのかわからないのですが、やはり「学校」という言葉を、武蔵野市だと、どうしても外の施設というイメージが、今でき上がってしまっているんで、「学校」と入れてもらえると、すごくいいのかなと感じました。

**【副委員長】**

ほかのところとの整合性も出てくるかなと思うんですけども、入れるとしたら、多分「市は、学校と子どもが育ち学ぶ施設が」というような感じですか。

お願いします。

**【委員】**

おっしゃっているお気持ちは、よくわかるのですが、12ページの「条例上の用語の定義」のところとの関係で、多分トートロジーになるというか、何かグルグル回ってしまう感じがするんですよね。

ご趣旨としては、学校に限るということではないですよ。

**【委員】**

はい。

**【委員】**

12 ページのところで、「育ち学ぶ施設とは、市内の学校や幼稚園、保育所」云々と、全部含むというふうに定義しているので、そこで、また、例示としても「学校」と出すのが何となく。別にここで報告書として出す分にはありかもしれませんが、結局削られるというか、条例になったときには、事務的にはそうになってしまう感じはしました。趣旨は理解しています。

**【副委員長】**

今、委員がおっしゃったところは、多分藤沢市とかだと支援教員がついていますので、そういう形で、教室に入れないう子とかのサポートをする教員がいるんですよね。そういうこともあるのかなと思いました。

次の委員、お願いします。

**【委員】**

安部先生のおっしゃることはごもっともで、支援も必要だと思いますけれども、24 ページの「骨子」の1つ目の○に、もっと広い意味で、「人的、物的財政的な支援」という話が出ていて、2か所に書くのもいいのですが、ここら辺の整理はどうなのかなというのが、ちょっと気になりました。

もう一点、38 ページでしたか、「推進」を「拡充」にかえたところですけども、29 ページの1つ目の○ですね、多分、この「推進」は、市の施設だけではないという意味があるのかなと思っていて、もちろん拡充してほしいのですが、それだと、市の施設だけにおさまってしまうのかなというふうに感じました。何か適当な言葉があればいいと思いますけれども。

以上です。

**【副委員長】**

今おっしゃっていただいたところですが、まあ武蔵野市の条例なので、とりあえず「市は、」と言っていくと、それが波及効果もあるのかなという気もしますが、市以外のこともあるからということですか。

**【委員】**

「多様な学びの場の拡充」というのは、多分市が、その場をつくるということですよ

ね。であって、ここでは、多分市がやっていないものもやっていこうというか、そういうものにも子どもたちがサービスを受けられるようにという意味かと思うんですね。

**【副委員長】**

そういうことであれば、多分拡充の中には、そういう民間団体を支援するという意味合いも入るのかなと思いますけれども。

**【委員】**

わかりました。

それでは、1点目ですね。

**【副委員長】**

ありがとうございます。

それでは、ここは大丈夫そうですかね。

この下のところでの、さっき委員がおっしゃった、「むさしのクレスコーレの拡充など」ですか。——ごめんなさい。ここは、例えば小3以下がないとか、それをどういう文言にすればいいでしょうか。

**【委員】**

ここは、特に「補足意見」のところは、既に出ている意見なので、ここは修正の必要はないと思います。

**【副委員長】**

ここは修正の必要なしで。

**【委員】**

その拡充する必要性として、例えば現状、こういった学校では3年生以下は行く場所がないんですよとか、あと、通いにくいというか、遠いところに1か所しかないということ、何とかふやしていこうと、そういうことで骨子の1つ目の「拡充」ということです。

**【副委員長】**

わかりました。ここは、特に、その文言は入れなくていいということですね。

**【委員】**

はい。

**【副委員長】**

わかりました。

それでは、あと、43ページの「いじめの防止」のところで、学校外でのいじめもあるということで、この「学校は、」というところが、例えば「子どもが育ち学ぶ施設は」みたいな形にするのか。「地域」のことも考えて。でも、そうすると「どこまで」というのは難しいと思いますが、「スクールサポーター」は、言葉はどういうふうに入れますか。

「子どもが育ち学ぶ施設は、子どもが安心できる場でなければならないこと。」、そして、○をまた別につくって、「子どもが育ち学ぶ施設は、スクールサポーターとの連携なども進めていくこと。」ですか。

**【委員】**

一つの例として、スクールサポーターの話をしましたけれども、いじめの対応が、学校と教育委員会しか書かれていないんですね。実際は、そうではないんですよ、法律の中でも。ですので、やはり条例に上げるのであれば、ここは、少し法律との整合性を考えながら書いたほうがよろしいかと思います。

あと、「学校」に限定的だなと思うのは、下から2つ目の○ですね。「教育委員会、学校は、学校でいじめが発生した場合」とあります。ここは非常に限定的だと思いますね。この考え方ですね。

**【副委員長】**

何か案はありますか。案があつたらありがたいのですが、すみません、時間が迫ってきたので、どうしようと思っているのですが、文言はどうしましょうか。

**【委員】**

文言の前に、少し議論する時間が必要な、ここはすごく大事な「いじめの防止」のところかと思います。

**【委員長】**

私たちは、いじめ対策法を前提につくっているのですが、学校と教育委員会ではない法規というのは、どういう法規でしょうか、いじめ防止で。

**【委員】**

例えば各学校では、いじめ対策基本方針をつくっているんですけども、その対応策については、必ず地域、保護者、警察等のスクールサポーターと連携していくというふうになっているんです。学校だけで抱え込まずに、もっと広い視点でいじめ問題に対応していくというふうになっていると思いますが。

**【委員長】**

そういう趣旨、例えば第三者調査委員会を立ち上げるとか、そういう第三者を組み込んで、学校のいじめ問題を解決していこうという流れはありますけれども、学校外のいろいろな福祉施設とか、さまざまなところのいじめの防止という範囲まで広げてしまうと、恐らくそういう、ちょっと法制度的に言っても、そこまで踏み込むと収拾がつかない感じがあって、やはり日常的に子どもたちの本当に切実な要求は、学校内でのいじめの問題ではないかと思しますので、もちろん学校外で、スポーツ施設などいろいろなところでいじめがあることは、前提ですけれども、でも、基本的に逃れられない空間である学校の中での問題というのは、子どもたちが一番切実に解決を求めているところですし、ですから、ここは、「学校」ということを入れる積極的な意味はあるかなとは思っているんですけどもね。

**【委員】**

下から2つ目の○の「教育委員会、学校は、学校でいじめが発生した場合、その内容について調査を行うこと。」です。そうであれば、「学校以外でいじめが発生した場合」はどうなるのでしょうかというところまで網羅されていないですね。

**【委員長】**

もちろん、これは正確には「学校管理下」ですよ。学校の管理下でいじめが発生した場合、つまり学校の規則というのではなくて、例えばクラブ活動でも、学校の外でやっていることもありますからね。

**【副委員長】**

次の委員、お願いします。

**【委員】**

学校以外のところがカバーされていないというのは、先ほどの委員がおっしゃるとおりかと思っております。

それで、○の3つ目から下というのは、今回の条例の検討に当たりまして、いじめ防止基本法に基づく一連の手続きを市の条例にも位置づけたいという教育委員会としての思いもありますので、学校でこういうことが起こったときに、こういうふうに取り決める、重大事態が発生したときに第三者機関を立ち上げるといった部分についても、この条例で決めることになるかと思っておりますので、ここの部分は、教育委員会としても、このまま残していただきたいと思っております。

ただ、学校以外のものでカバーされていないというのは事実だと思いますの

で、そちらについてどうするかといったところは、議論の余地はあるのかなと思っています。

**【委員長】**

少なくとも「学校管理下」にしてください、という案を出してください。「管理下」の「か」は「下」ですね。

**【副委員長】**

それでは、次の委員、お願いします。

**【委員】**

今ここで答えは出ないかもしれませんが、学校管理下でないところで発生したいじめも、その学校に在席する子どもだったら、やはり調査しなければいけないのではないかなと思います。学校というか、場所を示すのだったら、まず間違いですよ。

それで、「学校管理下」、管理下だったら場所は問わず、ですけれども、何かこれでも違っている気がしているんですが、今、私もそれ以上答えを持っていないので、調べないとわからないのですが、何か若干違う感じがします。

**【副委員長】**

例えば「学校は、児童生徒へのいじめが発生した場合」とか、どうですか。

**【委員】**

そのほうが、全然すっきりします。「管理下」以外で、例えば学校の生徒同士が、家に帰ってLINEで何かした、いじめが起きたというのも、当然調査の対象になるので、それは、多分「学校管理下」でもないし、「学校で」でもないのだから、間違いは間違いですよ。これが、間違いは間違いですけれども、それで、正確かどうかはちょっと、ごめんなさい、検討が必要かなと思います。

**【副委員長】**

それでは、時間が相当に押してしまっていて、6章、7章について、まとめてやり、そして、足りない部分はメールでおっしゃっていただき、できれば、最後なので一人一言、本当に一言ずつ言う時間が設けられたらいいかなと思っているのですが、6章、7章のところで、これは絶対言っておかなくてはいけないということがございましたら、お願いしたいと思います。

今、いじめのところは、もう6章に入っていますけれども、今のところ「第6章 子どもが安心、安全に生活していくために」というところと、48ページからの「第7章 子



どもの権利を保障する市の施策づくりとその水準維持・発展」のところですね。ここは短いのですが……。

次の委員、よろしくお願いします。

**【委員】**

これは、メールでも書きましたけれども、5章に戻ってすみません、35ページの(1)の3つ目と4つ目の○の関係ですけれども、○の3つ目では、子どもたちが、今マイノリティだということを言っていて、4つ目は、「マイノリティだから、意見表明・参加について支援を受ける権利があります。」と書いてあります。

それで、子どもが増えてマイノリティではなくなった場合、このマイノリティの定義、定義というか、支援を受けられる理由が「人口の10分の1程度のマイノリティ」ということになっているんですよ。マイノリティではなくなっても、意見表明・参加について支援を受ける権利はあるのではないかと思うんですよ。

ここはどうでしょうか。

**【副委員長】**

一つの案としては、「したがって子どもは、意見を言いにくい環境にあることから」というので、「マイノリティとして」を取ってしまうというのも一つの手かなと思いますが、いかがでしょうか。

次の委員、お願いします。

**【委員】**

私は、これは入れておいてもいいのではないかと思います。あと、そうしたら、条例のどこかに「定期的に見直す」という文言を入れていただきたい。要するに時代によって状況が変わってきますので。

以上です。

**【副委員長】**

確かに社会が変わっていくというときに、この辺、委員長、どうでしょうか。次の委員、お願いします。

**【委員】**

その変わっていくことは、まだそこまで行かないでもらって、マイノリティでなくなったら、この権利はなくなってしまうのかという話ですけれども、これは、ずっとありますよね、「意見表明・参加について支援を受ける権利」というのは。

**【副委員長】**

いかがですか。

確かに子どもは、マジョリティなんていうのも、ちょっと経験が足りなくて意見がまとまりにくいかなみたいなどころはあると思いますけれども、どうでしょうか。

これを入れたほうが良い理由というのが、多分あって、そうおっしゃったと思いますけれども、もうちょっと説明していただいてもいいですか。

**【委員】**

私は、別にあってもなくてもいいんですけども、入れるのであれば、先ほど言いましたように、「定期的に見直す」という文言を、条例の中に、どこか入れ込まないと、いつまでもマイノリティというのは、それはわかりませんので。

**【副委員長】**

わかりました。

それでは、どちらも、入れても入れなくてもいいとおっしゃっていただいたので、上のところで「マイノリティ」と言って、「したがって」がそれを受けてはいるので、そこを、今回とるという形での調整で、そうすると、条例をかえていくというのはすぐには入れなくて大丈夫そうかなと思いますけれども、それは、別で、また入れたほうが良いということですか。

**【委員】**

いや、入れたほうが良いと思います。必ず入れたほうが良いと思います。

**【副委員長】**

委員長、どうしますか。

**【委員長】**

これは、本則ではないですね。むしろ附則として、そういうものを入れるかどうかですよ。条例を出すときに、案を出すときに、法律もそうですけれども、附則によく「定期的に見直す」という文言が入る法律も結構あります。ですから、この条例についても、そういう附則を考えたかどうかということを、これは、どちらかという本則ではないので、最初の、第I部のところの構成の中に、附則条項みたいなどころについて考えるということとで処理させていただくということだと思いますけれども。

**【副委員長】**

ありがとうございます。

それでは、市が、それを後で、条例素案のところで、そうしていくという形ですね。  
ありがとうございます。

それでは、あとはメールということでも大丈夫でしょうかね。  
お願いします。

**【委員】**

ちょっと時間をいただいてよろしいでしょうか。全体的な話ですけれども、この条例の、子どもの権利に関する条例を学ぶ会という市民団体がございまして、そこで、学習会を何度か開いております。その中で要望書を預かってきておりますので、それを配付してもよろしいですか、委員の方に。

**【副委員長】**

ここの場というより、後で市のほうにというのではだめでしょうか。  
というのは、多分皆さん、いろいろな団体から代表していらっしゃると思うので、個別の団体にだけ、それを許すというのは、会議の趣旨としては違うかなと思うのですが、それでは難しいですか。

**【委員】**

わかりました。それでは、後ほど委員長にお渡しします。

**【副委員長】**

ありがとうございます。すみません。  
それでは、私の時間管理ができていなくて、この6章と7章と参考資料、それから委員会報告書について、第I部の部分も、まだ残ってしまっているのですが、そこについて、個別に皆様、まだご意見があるということが、きっとあると思います。

それで、一応ここで文言を確定するというのを、きょうの目的としていまして、後のメールに関しましては、多分事務局のほうでいろいろと判断いただくというような形になってしまうかと思いますが、申しわけありませんが、会議としましては、そのような方向でさせていただければと思います。

事務局、お願いします。

**【事務局（子ども子育て支援課）】**

事務局にお送りいただければ、正副委員長と相談させていただいて、正副委員長預かりにさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

**【委員長】**

あくまでも、第Ⅱ部の「骨子案」については、ここで、前文の最後の「子どもの声」の部分を除いて、承認いただくという形で、第Ⅰ部は、骨子案についての説明文に係る部分ですので、そこについてのご意見はいただいて、メールでの交換という形でお願いできたらと思いますが、よろしいでしょうか。

**【副委員長】**

つまり第6章、第7章は、ここで、もう。

**【委員長】**

ここは、骨子案については、きょう、ここで承認をいただいたという形でお願いしたいのですが。

**【副委員長】**

それでは、第Ⅱ部の「条例骨子案」と「解説」に関しまして、かなり議論をしてきたと思うのですが、ここで、この案で、この委員会としましては承認するという方向でよろしいでしょうか。

**【委員】**

一点、質問させてください。

先日、ジュネーブでしたか、国連の障害者権利条約の、日本の審査が入って、9月には、また勧告が出るだろうということですがけれども、こうやって時代がどんどん変わって行って、子どもの権利に対する考え方も、どんどんアップデートされていると思うんですね。

ここでも「評価」というのがあるんですけれども、これは、条例を使うほうの評価なのか、それとも、条例自体の評価もそれに含まれているのか、時代のアップデートについて行けているのかという評価も入っているのかどうか、教えてください。

**【委員長】**

あくまでも、条例上の施策を評価、検証するということですので、その条例そのものについての検証というのは、先ほどありましたように、その条例そのものを見直すという問題になると思いますので、それは、改めて附則条項ということで処理するのが通常のやり方だと思います。あくまでも条例上の施策の検証とか評価は、これは条例上の非常に重要な役割ですけれども、それと、条例そのものを見直すという問題は、全く別次元ですので、それは附則条項になるかと思います。

**【委員】**

はい。

**【副委員長】**

それでは、第6章、第7章を含め、この「条例骨子案」につきましては、この検討を踏まえたこの案を委員会の報告とさせていただくということによろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、こちらで、「条例骨子案」につきましては、ご承認いただいたということにさせていただきたいと思います。

(4) 委員会の振り返り

- ・各委員からの感想

**【副委員長】**

時間が過ぎてしまっていますが、一人一言、特にご発言なさっていらっしゃらない委員がいらっしゃいますので、本当に一言になりますけれども、最後ですので、そのようにしたいと思います。

それでは、本当に一言、お願いしたいと思います。

**【委員】**

皆さん、本当にありがとうございました。皆さんのご意見、とても参考になりました。

私の考えているポイントは、子どもたちが、この条例のことを知ること、知って、常に知り続けて大人になっていくこと、大人になったときに、自分の子どもに、あなたにもあるんだよと言えること、こういった10年スパンでの見方かと思っております。

今後ともよろしく申し上げます。

**【委員】**

この会議に参加させていただきまして、自分の知識不足を痛感いたしました。逆に施設見学などをさせていただきまして、大変勉強させていただきました。この条例がますます磨かれて、子どもたちに喜んでもらえるような形になることを願っています。

どうもありがとうございました。

**【委員】**

やってよかったなと思ったのは、アンケートで、子どもたちが996人でしたか、意見表明してくれたことで、それがすごくいろいろなことが書いてあって、やはりこの権利条例にすごく期待しているんだなど。だから、その期待を裏切ることなく、そして、決まっ

た後も、それがちゃんと実現できるようにしてほしいということが書いてあったので、まずはそこを、本当に、切に願います。

**【委員】**

どうもありがとうございました。私は、どちらかというところと障害というか福祉の立場ですけれども、原則的なところでの確認ができて、それを、福祉、障害の分野にも使ってほしいなということと、38ページの、「個別のニーズを持つ子どもへの支援」のところ、「障害のある子どもが」というところがあります、説明のところ。「尊厳を持って生きること、社会的に自立できること、地域で共に生きていくことができるようにサポート体制を構築し、学びの場の自由な選択など教育、生活の場面における子どもへの合理的配慮の推進を図らなければなりません。」、ここは非常に重要だと思いますので、ぜひこの権利条例の原則と、それぞれの分野での、それを具体化していく、そういったところをぜひ進めていただければと思います。

ありがとうございました。

**【委員】**

どうもありがとうございます。私は、この検討委員会に出席しまして、大変残念でしたね。というのは、活発な議論を深めるような意見交換ができなかったということを感じています。きょうはさすがに、少しは活発な意見交換、議論ができたのではないかなと思いますけれども、以前、その前に関しましては、どうしても意見表明にすぎず、深い議論ができていなかったというふうに感じます。

私は、一番最初に、この条例が必要かどうかという話をしたと思います、自己紹介の中で。そうしたら、これは残念なことですけれども、市のほうから圧力がかかりまして、要するに、私は青少協を代表しているので、ネガティブなことを言うなというような趣旨のことを言われました、市のほうから。非常に残念です。

以上です。

**【子ども子育て支援課長】**

一言、言わせていただきます。

事務局では、委員に対して、ネガティブなことを言わないでくださいということは言っておりません。委員会の中で、青少協の代表としての発言かどうかををきちんと自覚して、お話をお願いしますということをお伝えいたしました。

**【委員】**

私は、事務局が言ったとは言っておりません。市の方が言ってきました。

以上です。

**【児童青少年課長】**

今の委員の発言があったところですが、私も、ちょっと気になったところで、前任とか児童青少年課の担当にも確認しましたが、発言したのは、基本的には、今の委員がおっしゃったように、青少協の代表として来ているので、青少協全体としての意見と、委員個人の意見については、切り分けて発言してほしいという旨の発言をしたというふうに聞いております。

以上です。

**【副委員長】**

それでは、次の委員、よろしいでしょうか。

**【委員】**

たくさんしゃべらせていただきましてありがとうございました。読む資料も多くて、パブコメもいっぱい来てくれて、インプットはすごく大変でしたけれども、やって本当によかったと思います。

これが条例になって、子どもたちが自分らしく、つらい思いをする子が一人もない武蔵野市になってくれたらうれしいなと思います。

ありがとうございました。

**【委員】**

この今回の子どもの権利に関する条例検討委員会が立ち上がることによって、学校の教員や子どもたちも、子どもの権利について考える、いいきっかけになったと思っています。

ただ、「子どもの権利」と一言で言いますが、非常に多岐にわたって、その一つ一つが深いものであるという中で、大丈夫かなという、ちょっと心配があります。

特に、最後のいじめ防止のところにつきましては、第三者的相談、救済機関、今回、子どもオンブズパーソンの設置という新しいところがありますが、ここの部分について、もっと皆さんと議論したかったなという思いでおります。

以上です。

**【委員】**

どうもありがとうございました。

以前、委員長に紹介していただいた、川崎市の『今だから明かす条例制定秘話』を読ませていただきました。

率直な感想ですが、その内容に比べると、ちょうどコロナ禍ということもあるのですが、この2年間だけで決めてしまっているのかなというような思いはしました。

以上です。

**【委員】**

ありがとうございました。この権利が、権利というのは、これで誰かを攻撃したりするものではなく、本当に弱い立場の人を守るものであるもので、やはり子ども、弱い立場の子どもや、問題を抱える人たちにとって、いい方向になるような条例になるよう、これから、私たちも努力をしていければと思っております。

ありがとうございました。

**【委員】**

皆様ありがとうございました。やはり子どもの権利を知らない方で、子どもの声を聞かない大人が、私、現場を見ていて、多いなといつも感じるんですね。なので、武蔵野市でこの条例をつくることになって、本当に多くの方が、子どもの権利、子どもの声を知ることになったことは、とてもいいスタートを切れたと思います。

ここで終わらずに、続けて、私も現場で子どもの権利を、子どもたちや大人の人に伝えられるように頑張っていきたいと思っております。

ありがとうございました。

**【委員】**

最後に、この報告書の102、103ページを見ていただけると、今回、9回の会議をしましたが、その間に、さまざまな団体であったり、子どもたちであったり、全員ではありませんけれども、各委員がそれぞれヒアリングをしていただいたり、委員にいじめの授業をしていただいたり、本当にこの場ではない活動が非常に多く行われたのではないかと、普通の会議では、こんなことはないのではないかとというぐらい、いろいろな方の意見を直接聞く機会をつくっていただいて、実際に活動していただきました。

委員長には、ほとんど出ていただいたのではないかとというぐらい活発にやっていただきまして、本当にありがたかったと思っております。

また、委員長と副委員長には、この会議の前に事前の打ち合せもずっとやっていただいたり、その都度、その都度、調整をしていただいて、本当にご苦勞をかけたと思っております。



す。

さまざまな意見が寄せられましたので、これをまた、市に持ち帰りまして、条例の策定に進みたいと思います。

どうもありがとうございました。

#### 【委員】

この権利条例を検討する上で、教育委員会としては、やはりいじめに関する部分は、とても重視をさせていただいて、今回、重大事態が起きたときの第三者機関というのを、この条例に位置づけることができたことは、一番大きな意義があったと思っております。

あわせて、先ほど委員からもありましたけれども、この条例で、また新たに設定されるオンブズパーソンとの、第三者機関との関わりというのは、これは、条例制定後に、また検討することになると思いますけれども、この報告書の内容に沿った形でしっかりと検討していけたらと思っております。

1年以上にわたる議論を、皆様、本当にありがとうございました。

#### 【副委員長】

それでは、私も、本当に皆様に感謝しております。さまざまな学びの機会、見学の機会もいただきまして、あと、私がちょっと責任を感じているのは、司会進行をやるのが結構多かったです。最後のオンブズパーソンとかを含めて、もうちょっと丁寧な議論が必要なところが、多分そこまで行かなかったところがあったことは、本当におわび申し上げたいと思います。

でも、白熱した議論がそれなりになされ、しかも多方面からの意見をきちんと交わすことができた、そういう委員会であったと私は思っておりますし、この委員会自体の役目としましては、それこそが目的だったのではないかということで、ある意味よかったなと思っております。

どうもありがとうございました。

#### 【委員長】

それでは、最後に私から一言、本当に委員の方々のご協力で、ようやくここまでたどり着いたというか、すごくほっとしている感じもございますし、本当にありがとうございました。

長年、条例の問題を、さっき川崎という話がありましたけれども、そこから始まって、条例づくりを随分、いろいろな自治体で関わらせていただきましたけれども、今回ほど、

市民や子どもの声が集まった条例づくりは初めてです。

ですから、その意味で、このパブコメが、子どもたちの意見についてどういう。私は、一応コーディネーター役だという形で委員会ではずっと言っていました。コーディネーターし切れないほどの子どもたちの声、あるいは市民の声が集まったと思います。

これを支えてくれたのは、実は事務局でして、行政は余り表に出ないほうがいいという見方もありまして、僕もそうだとは思いますが、しかし、本当に行政、事務局の支えがあって、ここまでたどり着いたと思っております。そういう意味で、事務局にも感謝申し上げたいと思います。

いずれにしても、まだまだこれから、前文については、子どもたちの声をどう反映させるか、そして、子どもたちが、この条例をどういうふうに、本当に生かしていけるのかという、そういう、まだつくる段階ですけれども、これから生かす段階まで含めて、今後ともご協力をお願いできればと思います。

今まで、本当にありがとうございました。

#### 【副委員長】

ありがとうございました。

それでは、本日の議事については、ここで終了して、喜多委員長に進行をお戻ししたいと思います。

### 3 その他

#### 事務局より事務連絡

#### 【委員長】

時間が過ぎていきますので、最後に事務局から、議題の「その他」のところをお願いして、締めたいと思います。よろしく申し上げます。

#### 【子ども子育て支援課長】

それでは、事務局から連絡事項をお伝えいたします。

まず1点目、議事録について、でございます。

速記録ができ次第、皆様にeメール等でお送りいたしますので、内容のご確認をお願いいたします。ご自身の発言のところなどで、修正すべきところがあれば、事務局までeメール等でご連絡ください。皆様からの修正を反映した後、委員会資料とあわせて市のホームページに議事録を公開いたします。

2点目、報告書について、でございます。

先ほどありましたが、(1)の委員会報告について、あと、巻末資料等について、誤字脱字なども含め、何かありましたら、事務局までメール等でご連絡をいただければと思います。

後ほど、こちらの報告書は正副委員長と事務局とで、最終の作業に入りたいと思っております。作業終了後、皆様には、また、メール等で確認をお願いしたいと思っております。その後、委員会報告書を完成させ、市長に提出をさせていただきます。

先ほど、これで最後と言いましたが、この報告書が提出された後も、市で、条例素案を精査していきたいと思っております。皆様どうもありがとうございました。

最後になりますが、委員の皆様、昨年5月の第1回委員会から、本日まで大変充実した検討委員会を行っていただき、まことにありがとうございました。

この間、会議の場以外でも、委員の皆様には視察や意見交換会を実施していただき、さまざまなご意見を伺うことができました。皆様からいただいたご意見を参考に、今後、市として条例案を作成する作業を行います。

皆様、本当にありがとうございました。

**【委員長】**

それでは、長い間、どうもありがとうございました。

お疲れさまでした。

以上